

議案第15号

高根沢町指定金融機関の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条第2項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定により、令和7年4月1日から、株式会社足利銀行を高根沢町指定金融機関として指定する。

令和6年9月3日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町指定金融機関の指定について

1 目 的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定に基づき、高根沢町指定金融機関を指定し公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるものです。

2 経 緯

平成 22 年 4 月 1 日から株式会社栃木銀行を高根沢町指定金融機関に指定し、公金の収納及び支払の事務を委託してきましたが、株式会社栃木銀行から公金窓口収納手数料等の有償化に伴う契約条件の変更が提示されたことから改めて高根沢町指定金融機関の選定を行いました。

3 選考内容

町指定金融機関の選定にあたっては、

- 1 公金管理の安全性と金融機関の実績
 - 2 利便性
 - 3 費用負担等
 - 4 その他のサービス（業務効率化や経費削減等に寄与する提案）
- の項目ごとに提案をいただきました。

4 結 果

2 社の金融機関から提案書の提出があり、令和 6 年 7 月 24 日（水）に開催したプロポーザル審査委員会において内容を審査したところ、株式会社足利銀行を高根沢町指定金融機関として令和 7 年 4 月 1 日から指定することが適当であるとの結論に至りましたので、地方自治法第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。